

財務省第5入札等監視委員会

令和2事務年度 第4回定例会議（書類回覧）審議概要

開催日及び場所		令和3年6月4日～令和3年6月25日（書類回覧による開催）	
委員		委員長 村山周平 （村山周平事務所・公認会計士） 委員 藤重由美子 （東京八丁堀法律事務所・弁護士） 委員 中出哲 （早稲田大学・教授）	
審議対象期間		令和3年1月1日（金）～令和3年3月31日（水）（一部、令和2年4月1日（水）～）	
抽出事案		4件	(備考)
1	競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：スマートグラスの試験運用に係る機器等賃貸借 契約相手方：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北陸 （法人番号8220001001455） 契約金額：14,520,000円 契約締結日：令和3年1月19日 担当部局：東京税関
2	随意契約（物品役務等）	1件	契約件名：保管庫賃貸借契約 契約相手方：日本通運株式会社千葉支店 （法人番号4010401022860） 契約金額：36,379,920円 契約締結日：令和2年4月1日 担当部局：東京税関
3	一般競争入札（公共工事）	1件	契約件名：本牧埠頭出張所・監視部分廈電話交換機更新工事 契約相手方：電通工業株式会社 （法人番号7010401018749） 契約金額：3,267,000円 契約締結日：令和3年1月20日 担当部局：横浜税関
4	競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：生物顕微鏡等の購入契約 契約相手方：株式会社チヨダサイエンス （法人番号7010001023050） 契約金額：1,705,000円 契約締結日：令和3年2月5日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】</p> <p>契約件名：スマートグラスの試験運用に係る機器等賃貸借</p> <p>契約相手方：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 北陸 (法人番号8220001001455)</p> <p>契約金額：14,520,000円</p> <p>契約締結日：令和3年1月19日</p> <p>担当部局：東京税関</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>スマートグラスとは、眼鏡型の装着機器であり、視界にディスプレイ上のデジタル情報を重ねて表示することができるものです。産業用のスマートグラスは、装着者がディスプレイ上に表示されるオペレータからの指示やマニュアルを参照しながら作業をすることが可能になっています。</p>
	<p>平成29年10月の輸出入申告官署の自由化以来、申告官署と貨物の蔵置官署の物理的な距離の問題もあり、貨物の検査・確認について事前に多くの調整を要していることから、業務の効率化に資するため、スマートグラスの導入が考えられているところです。</p> <p>例えば、貨物の蔵置官署の職員がスマートグラスを装着して貨物検査を行い、離れた場所にある官署で申告書類の審査を行っている職員が、PCやタブレットを使用して、その検査画像をリアルタイムに確認しながら確認と必要な指示を行うことにより、業務の効率化が想定されます。</p>
<p>1者応札となった要因について</p>	<p>本件は、3機種のスマートグラスを賃貸借対象としたため、3機種全てを取り扱っている業者は2者でした。その2者のうち、入札に不参加だった業者にヒアリングしたところ、「短期間の賃貸借のため、価格競争で勝負できないと判断した。」との回答でした。</p>
<p>高落札率となった要因について</p>	<p>3機種全てを取り扱っている業者2社から参考見積りを徴し、それぞれが見積もった機器賃借料・システム利用料等を比較検討し、予定価格を積算しております。</p>

意見・質問	回答
<p>『書類回覧による委員からの質問・意見』</p> <p>賃貸借契約期間を38日間とした理由は何故でしょうか。もう少し長期間であれば、入札参加者が増えたかもしれません。</p> <p>市場価格調査における見積項目（システム利用料、カスタマイズ・設定作業料）が業者間で大きく異なっている理由について、検討されたでしょうか。</p> <p>仕様の異なる3種類のスマートグラスについて、仕様書に特定の品名型番を記載しない理由は何ですか。</p> <p>スマートグラスの積算内訳の単価は、賃貸借の単価でしょうか。賃借する場合と購入する場合とで単価が異なるのでしょうか。</p> <p>3種類のスマートグラス機種を試験運用するのは、何故でしょうか。</p> <p>東京税関では1機種のみ試験運用する理由は何か。</p> <p>38日間の試験運用の結果、どのような結果となりましたか。その期間において、十分な知見・データを得ることができたのでしょうか。</p>	<p>本件は1回目の入札で予定価格を下回りませんでしたので、再度入札を実施し、落札となりました。落札者は、1回目の入札、再度入札と少しづつ応札金額を下げながら入札を行ったため、予定価格に近い落札価格となりました。</p> <p>『担当部局からの回答』</p> <p>検証スケジュールから必要日数を積算し、予算の制約も考慮した上で、賃貸借期間を決定しています。</p> <p>当該項目は、各業者の既存のサービスから本件仕様の内容に合わせるため費やされる金額です。金額の相違は、そのカスタマイズすべき内容に係る人件費や役務費等の設定が比較した業者間で大きく異なっていたものと考えられます。</p> <p>応札者が仕様書の内容を満足する別の機種を提案してきた場合でも、それは有効な応札であることから、これを認めるものとなります。</p> <p>仕様書に品名を特定しない理由は、応札できる機種を限定することにより、競争性を狭めないようにするためです。</p> <p>当該项目的単価に含まれる金額は、スマートグラス本体だけではなく、これを動作させるソフトウェアと通信機器等へ接続するための個別の設定費が含まれている賃貸借の価格となります。</p> <p>試験運用する各税関がどの機器が最も適しているかを確認するために3機種のスマートグラスを賃貸借しました。</p> <p>東京税関では、最も実際に運用する可能性が高いと考えられる1機種のみで試験運用は可能であると判断しました。</p> <p>試験期間において計画した試験項目は全て実施しており、所定の検証結果は得られました。想定していた使用方法で検査等が可能であったもの、不可能であったものがあったと聞いております。</p> <p>現在、試験運用を実施した税関から提出された試験レポートを関税局で今後の調達に向けて検証していると聞いております。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】</p> <p>契約件名：保管庫賃貸借契約</p> <p>契約相手方：日本通運株式会社千葉支店 (法人番号4010401022860)</p> <p>契約金額：36,379,920円</p> <p>契約締結日：令和2年4月1日</p> <p>担当部局：東京税関</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>東京税関における輸出入申告書類等の行政文書の保管については、各署所の書庫スペースの関係上、庁舎内で保管できない物もあり、民間倉庫を借り上げて保管する必要があることから、賃貸借契約を行っているものです。</p>
<p>予定価格の算出について</p>	<p>公募を実施した結果、参加申込書を提出した者が現契約者のみであったことから、同者から見積書を徴しました。</p> <p>そのうえで、近隣の貸倉庫についてインターネットにて賃借料を調査し、現契約者の見積もりと比較検証した結果、見積書の金額が安価であったことから、当該見積もりを参考に予定価格を算出しました。</p>
<p>《書類回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>仮に保管場所が現契約者の保管場所と異なる場合は、出庫費用などの移送費を現契約者以外の者が負担することになっているようです。本件では、保管場所が契約の前後で同一で、前記移送費がかからないという点で、現契約者にとって有利だと思います。この点を予定価格に反映させることはできなかつたのでしょうか。</p>	<p>現状として倉庫に保管物があることから、現契約者が他社よりも、移送費がかからないという点で有利であることは否めません。しかしながら、移送費を含めた形で予定価格を算出すると、当然のごとく現状の契約金額よりも増え、結果的に国の負担額が増えることにつながります。予定価格としては、移送費を含めない賃貸借料のみでの算出方法が適正であると考えております。</p>
<p>行政文書の增加分の搬入について、費用負担はどの程度の金額になるのでしょうか。その場合の費用は、税関側が負担することになるのでしょうか。</p>	<p>直近で4,000箱程度を搬入した際かかる費用は、数万円程度の金額になっております。倉庫内外においてフォークリフトで作業してもらう必要があり、主にその経費です。増加分搬入の都度、税関が負担しております。</p>
<p>第三者が個々の文書保存箱を開披することは可能でしょうか。保存場所の鍵を保管している契約者が文書保存箱を開披した場合の個別のペナルティ条項はあった方がよろしいかと思います。</p>	<p>第三者が個々の文書保存箱を開披することについては、公募時の仕様書で「契約者による文書箱の開披は一切行わないこと」と規定しており、また、相手方から「仕様書の要求事項を全て満たしている</p>

意見・質問	回答
<p>それに関連して、仕様書には、「契約者による開披は行わないこと」とされていますが、契約書添付の仕様書にその記載がないのは何故でしょうか。</p>	<p>ことを保証し、かつ適正にその業務を遂行できることも確約いたします」という記載内容の参加申込書を事前に提出いただいておりますので、その行為の禁止については担保されていると考えております。なお、今後、契約書添付の仕様書にも追記することとします。</p>
<p>書類保管のためのスペース賃貸借契約は、特別な仕様が必要とも思えないのですが、どうして随契になってしまふのか疑問です。</p> <p>保管場所の所在地を東関東道千葉北～成田以外にも広げられないか、予定価格の算出で参考にした近隣貸倉庫業者へ公募参加を募ることはできないうえどうか。</p>	<p>本関及び成田支署等の両地区から文書の閲覧や一時持ち出しのために車で往来する必要があるため、両地域から車で往来しやすい東関東自動車道沿いの保管庫という仕様にしております。その中で競争性を確保するため同自動車道「出口より半径 10 km」という複数の業者が参入できる広めの範囲にております。</p> <p>ただし、新しい業者が参入した場合、現在の倉庫からの移送費（約 1800 万円と見込まれています。）を新しい倉庫業者が支払う必要があります。この点を考慮すると落札が難しいためこれまで新しい業者が参入をしてこなかったと考えられます。なお、倉庫の頻繁な変更は、事務的な負担にもなります。</p> <p>また、本件倉庫については、関係文書の電子化や庁舎に新たに生じる空きスペースの文書保管場所としての活用を進めることで段階的に借上面積を減少させ将来的に借上を解消することを検討しております。</p>
<p>輸出入申告書類等の行政文書は、紙ベースでの保管からクラウド上での電子データの保存などに切り替えていくことは検討されているのでしょうか。</p>	<p>輸出入申告書等のうち、電子的に提出されるものについては、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律等に基づき、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が提供するサーバーに保存されます。税関当局としても、輸出入申告書等の電子化を推進しておりますが、紙の申告書で提出されるものも一定程度残っております。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】</p> <p>契約件名：本牧埠頭出張所・監視部分庁舎電話 交換機更新工事</p> <p>契約相手方：電通工業株式会社 (法人番号7010401018749)</p> <p>契約金額：3,267,000円</p> <p>契約締結日：令和3年1月20日</p> <p>担当部局：横浜税關</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p> <p>低落札率となった要因</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>本件契約は横浜市内に所在する「本牧埠頭出張所」及び「監視部分庁舎」の2庁舎に設置される電話交換機を更新するものです。本件対象の2庁舎では、電話交換機の設置から20年以上が経過しており、経年劣化による故障のリスクが高く、突発的な故障によって長時間電話が不通になれば業務に多大な影響を及ぼすことから、これを更新したものです。</p> <p>予定価格の決定にあたり、材料費については、落札業者を含む電話交換機を取り扱う2者から参考見積を取得し、より安価な方の価格を参考に算出、工賃については、国土交通省が定める「公共建築工事標準単価積算基準」に基づき本件工事内容に応じた歩掛りを求め、その歩掛りに労務単価を乗じて算出、諸経費については、国土交通省が定める「公共建築工事共通費積算基準」に準拠した諸経费率を使用して算出しました。</p> <p>本件入札に関し、落札者にヒアリングを行ったところ、電話交換機についてメーカーとの協力関係が構築されているため安価に入手できたことや、年度末にかけての工事であったため、決算への意識から落札への動機が強く働き、さらに値引きを行ったこと、また、経営戦略上、参考見積段階ではそうした特別な値引きはせず、通常の市場価格を提示することが一般的であるといった内容が聴取されました。</p> <p>こうした内容から、本件の低落札率の要因は、競争入札により特別な値引きを引き出すことができた一方で、予定価格は、競争状態にない通常の市場価格にて積算し、材料費の値引きを十分に反映させられなかったことによるものと考えられます。</p> <p>今後は、予定価格の積算に際し、市場価格や同種契約の実績等を調査し、根拠となる参考見積やカタログ価格に対して実情に即した査定率による低減を行う等、より適正な積算に努めてまいります。</p>

意見・質問	回答
<p>『回覧による委員からの質問・意見』</p> <p>仕様書において、一方の庁舎の特記事項には同時通話可能回線数4回線以上とすることと記載されていますが、もう一方の庁舎の特記事項には同様の記載がないのはなぜでしょうか。</p>	<p>『担当部局からの回答』</p> <p>同時通話可能回線数は、同時に大量の通話を必要とする場合には考慮する必要がありますが、税関庁舎の通常の通話量であれば一般的な電話交換機の性能で不足することはありません。しかしながら、特記した庁舎については、既存の電話交換機では内線の同時通話可能回線数が2回線であったため、これを改善するため4回線以上と特記しましたが、これは特別な性能を求めるものではありません。</p>
<p>仕様書において、「既存一般電話機は再利用できるように取り外し保管すること」とされていますが、今回再利用しなかったのはなぜでしょうか。</p>	<p>一般電話機は、職員によって交換できるため、故障時には電話機単体を購入し、交換していますが、電話交換機と同様、既存一般電話機についても経年劣化が見られたため、今後さらに故障頻度が増すことが予想され、その際、都度購入するのは経済的でないと考え、スケールメリットにより安価に調達できるよう今回、全数を更新することとしました。しかしながら、既存一般電話機は、まだ使用可能なものであり、同一機種を他の庁舎でも使用しているため、予備品として保管することとしました。</p>
<p>本件は、電話交換機という汎用機器の調達であるところ、予定価格の積算において、2者からの参考見積の徴取以外の価格調査を行わなかったのはなぜでしょうか。</p>	<p>電話交換機は一般的な機器ですが、カタログ価格等の掲載が確認できなかつたため、取扱業者から参考見積書を取得することとしました。参考見積による場合は、一般的な機器か特殊な機器かにかかわらず複数者から取得することとしており、大幅な乖離が生じることが想定されなかつたため、2者から取得し、より安価な価格を参考に積算を行いました。</p>
<p>低落札率となった本件調達は、入札が機能しているといえる一方で、参考見積の金額が高かつたとも捉えられます。電話交換機は、一般的な機器であり、カタログ価格（メーカー希望価格）と競争後の価格に相当の乖離があるところ、今後の方針として示されている「実情に即した査定率による低減を行う」とは、具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。</p>	<p>過去の同種工事の事例や他官庁の落札結果から大幅な乖離が見られる場合、その落札率を基礎として査定率を求めること、価格調査において先方に乖離の実例を伝え、それを踏まえた参考見積を依頼すること等を想定しています。参考見積やカタログ価格からの妥当な値引き幅は各種条件により異なるため、画一的な取扱いを確立することは困難ですが、大幅な乖離は是正すべきであり、案件ごとに検討のうえ、適切な積算に努めてまいります。</p>
<p>本件は入札の効果が発揮された調達と捉えられますが、予定価格の算定に市場の競争状況を無理に反映させると、事務コストを増加させてしまう恐れがあるので、その点には注意してください。</p>	<p>入札事務コストも勘案しつつ、大幅な乖離が生じないよう努めてまいります。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】</p> <p>契約件名：生物顕微鏡等の購入契約</p> <p>契約相手方：株式会社チョダサイエンス (法人番号7010001023050)</p> <p>契約金額：1,705,000円</p> <p>契約締結日：令和3年2月5日</p> <p>担当部局：横浜税関</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>本件契約は、顕微鏡の更新を行う必要から購入したものです。</p> <p>当該顕微鏡については、大麻の分析及び鑑定並びに輸入貨物である食品等の分析を行う際に使用するもので、使用頻度の高い機器であるところ、更新前の機器は、平成7年度に購入したものであり、配備から既に25年以上経過していたことから部品の生産及び供給が終了しており、当該機器に不具合が生じた場合には交換部品がないことから修理が行えず、使用できなくなる可能性が高く、こうした事態に到ってしまえば輸入貨物の分析及び鑑定事務に多大な支障を来たすこととなるため、早急に更新が必要な状況であったことから購入したものです。</p>
<p>1者応札となった要因について</p>	<p>本件入札については、「C」又は「D」等級の資格を有する者を対象として入札を実施しました。</p> <p>入札実施に先立ち、競争性を高めるため入札参加の声掛けを行うべく取扱業者を調査し、本件契約者に対しては入札への参加を呼び掛けたが、当該者以外に指定した「C」又は「D」等級の資格を有する者がなかなか確認できず、一方で必要な納期や公告期間の確保など時間的な制約もあり、それ以外の者に対して入札参加の声掛けをすることができませんでした。その結果、入札に参加したのは本件契約者のみとなり、一者応札となったものです。</p> <p>今後は、資格等級を考慮しつつ、分析機器のような調達については、他部局の落札結果を参考にする等、取扱業者に関する事前情報収集の工夫を図りながら、可能な限り多くの者に入札参加の声掛けを行い、競争性向上に努めてまいります。</p>
<p>高落札率となった要因</p>	<p>本件の予定価格については、資格等級にかかわらず履行可能な2者から見積書を徴したうえで、より安価であった方の価格を参考に積算を行いました。高落札率となったのは、その安価であった方の見</p>

意見・質問	回答
<p>『書類回覧による委員からの質問・意見』</p> <p>仕様書記載の「当所担当職員」と契約書上の「甲の指定する検査職員」とは同義でしょうか。</p> <p>また、具体的に納品の検収（受入検査）はどのように行われたのでしょうか。</p> <p>予定価格調書に記載されているもう1者は、参加資格がなかったということでしょうか。</p> <p>また、インターネット上で検索できる本件調達物品の取扱業者は、いずれも参加資格がなかったということでしょうか。</p> <p>本件調達物品は、特殊分野の機器であり、専門業者の取扱品と思われ、25年以上更新していないものであることから、もっと早くから入札参加可能業者等の情報収集を始めて良かったのではないかでしょうか。</p> <p>対象機器の交換の必要性は、突如生じたものでしょうか。もっと早い時期に公告することはできなかつたのでしょうか。</p>	<p>積の提出者が本件契約者となったことが要因と考えられますが、見積を微したもう一方の者は本件契約者より上位の資格等級を有しているにもかかわらず本件契約者の見積額の方が安価であり、両者の価格差もそれほどなかったことから、当該予定価格については市場価格を適切に反映したものと考えられ、それを上回る値引きの余地がなかったものと思料されます。</p> <p>予定価格の算出にあたっては、市場価格を適切に反映させるよう、今後も引き続き複数者からの見積書の微取に努めてまいります。</p> <p>『担当部局からの回答』</p> <p>両者は同義となります。受入検査については、納品に伴う養生や設置後の清掃状況の確認も含め、納品物についても実際に分析で使用したサンプルを用いて機器の動作確認を行い、仕様書に示すスペックを満たしているか、また不具合等がないか確認まで行つたうえで完了しています。</p> <p>予定価格調書上のもう1者については、等級上、参加資格がありませんでした。</p> <p>また、取扱業者に係る情報収集は、過去に当関において分析機器関連の調達実績がある者を軸に進めつつ、インターネットでも多少の収集は行つたものの、いずれも参加等級を満たしていない、または商品の取扱いがないという結果でした。</p> <p>今後は、入札参加可能者の情報収集については、できるだけ早期に取り掛かり、インターネットでもより広く情報を集め、可能な限り多くの者に入札参加の声掛けを行うよう努めてまいります。</p> <p>今後は、調達スケジュールに余裕を持たせ、入札参加可能者の情報収集についてできるだけ早期に取り掛かるなど工夫を図りながら行つたうえで、可能な限り多くの者に入札参加の声掛けを行うよう努めてまいります。</p> <p>当該機器は使用頻度が高く、経年劣化による不具合がいつ発生してもおかしくない状態であり、以前から更新の必要性はありました。</p> <p>公告を含む調達スケジュールについては、今後は余裕をもたせたうえで手続きを進めてまいります。</p>